

ボランティア清掃を行うみなさまへ 岡山県からのお知らせ

令和7年1月活動分～

岡山県では「ボランティア清掃で集めたごみの処理が大変」という声にお応えして、**ボランティア清掃で回収されたごみの「運搬」「処分」**費を県が負担[※]し、**自治体が行う**こととしました。

ボランティア清掃活動をされる際は、お問合せください。

30

※対象は一定規模(45L ごみ袋 ~~50~~袋)以上に限ります。
ただし、**自然物(植物、ヘドロ等)**は含みません。

お勧めする理由はこちら

- ・回収したごみを運搬する必要がない
- ・申請など事務手続きがないため楽
- ・県内、どの場所で行う清掃活動であっても OK
- ・複数回の活動を合わせて一定規模以上でも OK

詳しくは
裏面をご覧ください



お問合せ先

岡山県環境文化部 循環型社会推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL : 086 -226-7306 FAX : 086-224-2271



ボランティア清掃で回収したごみの「運搬」「処分」を自治体が行います！

※対象は一定規模以上に限ります。

【今まで】

「ボランティア自身で」
回収したごみを運搬・処分するのが大変



【令和5年度から】

ごみ運搬等を自治体が実施！
※一定規模(45Lごみ袋**30**袋)以上に限る
⇒ ボランティアによるごみの運搬・処分が不要に！！



よくある質問

Q この制度を使うには？

A 清掃活動を行う場所の管理者または県循環型社会推進課(086-226-7306)までお問合せ下さい。県と管理者とで運搬・処分について調整を行い対応します。
清掃実施日の1か月前までに連絡をお願いします。

Q 対象の規模について教えて？

A 45Lごみ袋**30**袋以上回収見込みの清掃活動が対象です。ただし、自然物(植物、ヘドロ等)は含みません。

Q 実際の回収量が29袋だったら？

A あくまで「回収見込み」が**30**袋以上であれば、実際の回収量が**30**袋に満たなくても対象とします。

県

経費負担(財政支援)

市町村など

運搬・処分を手配

